

財務省令第十号

関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）第九十三条の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月七日

財務大臣 谷垣 禎一

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第1号書式備考8中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる貨物」のトビ「又は輸入される郵便物」を加える。

別紙第2号書式備考1中「8」のトビ（本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。